

京都市告示第 398 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 15 条の 17 第 1 項の規定により、廃棄物が地下にある土地を指定区域として次のとおり指定します。

平成 17 年 11 月 9 日

京都市長 榎本 頼兼

1 指定区域

京都市伏見区横大路千両松町 273 番地, 274 番地, 275 番地, 276 番地, 277 番地, 278 番地, 279 番地, 280 番地, 281 番地, 282 番地, 283 番地, 284 番地, 285 番地, 286 番地, 287 番地, 288 番地, 289 番地, 290 番地, 291 番地, 292 番地, 293 番地, 294 番地, 295 番地, 296 番地, 297 番地 1, 297 番地 2, 298 番地の一部, 299 番地 1, 299 番地 2 の一部, 300 番地 1, 300 番地 2, 301 番地, 302 番地, 303 番地, 304 番地, 305 番地, 306 番地, 307 番地, 313 番地の一部, 314 番地の一部, 315 番地の一部, 316 番地 1, 316 番地 2, 317 番地 1, 317 番地 2, 318 番地 1, 318 番地 2 の一部, 319 番地 1 の一部, 319 番地 2 の一部, 320 番地, 339 番地の一部, 340 番地, 341 番地の一部, 342 番地, 343 番地の一部, 346 番地の一部, 347 番地, 348 番地の一部, 350 番地, 351 番地, 443 番地, 444 番地, 445 番地の一部, 447 番地, 448 番地の一部, 449 番地 1 の一部, 454 番地 1 の一部, 457 番地, 458 番地及び 459 番地 1 の一部

京都市伏見区横大路八反田 8 番地 1, 8 番地 11 及び 63 番地

京都市伏見区横大路下ノ坪 1 番地, 64 番地, 80 番地, 98 番地及び 99 番地

2 法施行規則第 12 条の 33 の規定による埋立地の区分

法施行令第 13 条の 2 第 3 号イ及び法施行規則第 12 条の 31 第 2 号

(環境局事業部廃棄物指導課)